

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

33期(1979/昭和54年)

我が33期の回想



会員 松田 耕治 (33期)

政治の季節の余熱がまだ残っていた。検察修習の取調修習に違法性があるとして拒否するのか、宮本判事捕の再任拒否が許されるのかなどクラス連絡会を中心に熱い議論が行われていた。実務修習中には、全国から100名以上の修習生が名古屋に集まり、研修所教育をめぐって一泊二日の討論合宿を行ったりした。

70年代後半に完成形に達したとされる要件事実教育を若い法曹に徹底させる意図もあってか、民裁教官は熱意を持って教室の黒板一杯にダイヤグラムの板書をした。まるでパズルを解くような新鮮なおもしろさがあり、一知半解ながらも片っ端から頭に詰め込んだ。刑裁の白表紙起案では、空気を読んで有罪判決を書くのが修習生のあるべき姿であったが、クラスには強者がいて数人が無罪判決を書いたため、刑裁教官と大激論になったこともあった（私は本意ではないものの大人になって有罪判決を書いた）。

民弁教官は、起案に対して一字一句赤ペンで修正を入れるほど指導熱心であった。クラス全員の起案にすべて同じように筆を入れていたのだから大変な作業であったと思う。ただ私は上から目線的な接し方に感じられ、若気の至りで無闇に反発していた。

刑弁教官には、刑事弁護の要諦を指導するというより彼のこれまでの生き様を含めて人間とはどのように生きるべきかを教えてもらった。のちに日弁連会長になる土屋公献弁護士（二弁）である。

検察教官は、私のような学生運動の前歴のある者にも熱心に検察官任官を勧める不思議な人であった。

実務修習は仙台で2班に別れて合計11名であった。意に反して仙台行きとなり、やむなく単身赴任をしたが、

住めば都とは良く言ったもので、半分都会半分田舎の伊達62万石の地は、快適な修習地であった。この時代の実務修習は、裁判所、検察庁、弁護士会ともに、修習生を一人前扱いして、実務家としての教育・指導はもとより様々な行事を施してもらえた。弁護士会の作並温泉で一泊の宴会、検察庁の巡視船での金華山往復と盛岡少年刑務所見学を兼ねた男鹿半島一泊の旅、裁判所の裏磐梯泊の見学旅行、研修所主催の十和田湖での研修合宿等東北各地を巡る行事は、法曹育成のために多大な費用と労力を費やしてもらえたと感謝の念に堪えない。

一方で、弁護修習中に当時の仙台弁護士会会長から弁護士倫理に関する特別研修を受けた。利益相反や守秘義務等弁護士が陥りやすい罠を事例を挙げた講義を受けて感銘し、私が当会や日弁連で綱紀・懲戒委員を30年以上続ける誘因となった。

仙台での一人暮らしが快適であったこともあり、一時は本気で仙台で活動しようかと考えたが、後期修習で東京へ呼び戻されるや豹変して東京で弁護士事務所に就職することにし、クラス連絡会の活動の縁で当会を選択したのも人生の機微である。

こうして無事卒業できる季節になると、すっかりと牙の抜けた人間となったが、それでも時代の雰囲気だけはまわりつけていたように思う。二回試験には8名の不合格者が出たため、修了式のあとに抗議集会を開いたのも今となっては懐かしい思い出である。

そのこともあってか、33期は、同期から最高裁判所裁判官は一人も輩出していないが、日弁連会長は三人も送り込んでいる団結力のある期である。